

国立大学法人岡山大学における公的研究費等の使用に関する行動規範

平成22年9月27日制定

平成27年3月20日改正

学 長 裁 定

国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性と公正性を担保しつつ、大学の学術研究業務に対する国民からの更なる信頼を確保するため、公的研究費等の使用に関する行動規範を次のとおり定める。

本学の構成員は、各々自覚と責任をもってこれを誠実に実行しなければならない。

1. 構成員は、大学の管理すべき公的研究費等の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、研究計画等に基づき、適正かつ計画的・効率的に使用すること。
2. 構成員は、公的研究費等の使用に当たり、当該公的研究費等の配分機関が定める各種要項及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、説明責任を果たすこと。
3. 構成員は、公的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等、使用ルールに関する知識の習得や事務処理手続きの理解に努めること。
4. 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めること。
5. 構成員は、公的研究費等の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動すること。

(注)「公的研究費等」とは、本学において機関経理する全ての経費をいう。

「構成員」とは、本学の教職員（非常勤職員含む）、本学と雇用関係を有する学生、その他本学の公的研究費等の管理運営に関わる全ての者をいう。